

平成28年度宮内庁調達改善計画

1 調達改善計画の目的

宮内庁では、これまでも「公共調達の適正化」等の観点から、随意契約の見直しを行い、やむを得ない場合を除き、競争入札、企画競争、公募等の競争性のある契約方式への移行等を進めてきたところであるが、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「平成28年度調達改善計画の策定要領」（平成28年2月1日内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき、調達する財・サービスの特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達改善に取り組むため、平成28年度宮内庁調達改善計画を以下のとおり定める。

2 調達の現状分析

平成26年度における宮内庁の契約状況等については、次のとおりである。

(1) 調達の契約種別

平成26年度の宮内庁（地方支分部局、施設等機関含む。以下「宮内庁」という。）における契約実績は、契約件数340件、契約金額約37億9千万円であった。

契約方式別に見ると、競争性のある契約が239件であり、そのうち競争入札が203件、公募による随意契約が16件、不落・不調による随意契約が20件となっている。また、競争性がない随意契約が101件となっている。（表1）

競争性がない随意契約は前年度に比して17件増加しているが、このうち宜仁親王殿下薨去に伴う御喪儀等における緊急随意契約が13件占めており平成26年度限りの事由によるものであることから、全体的な傾向に変化がないことが見られる。

表1 平成26年度宮内庁における調達の契約種別（単位：件、億円）

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	203	59.7%	24	63.2%
	企画競争による随意契約	0	0%	0	0%
	公募による随意契約	16	4.7%	1	2.6%
	不落・不調による随意契約	20	5.9%	4	10.5%
	小計	239	70.3%	30	78.9%
競争性のない随意契約		101	29.7%	8	21.1%
合計		340	100%	38	100%

（注1）平成26年度の契約に関する統計等に基づき作成（小額随意契約は含まない。）

（注2）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(2) 調達の実状

平成26年度の宮内庁における調達の実状を見ると、1者実状について、競争入札が契約件数24件、契約金額5億円、公募による随意契約が契約件数16件、契約金額1億円となっている。(表2)

競争入札の契約件数における1者割合は、平成19年度28%だったものが近年10%前後で推移していることから、これまでの取組に一定の成果がでている。

表2 平成26年度宮内庁における調達の実状 (単位:件, 億円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	24	5	179	19	203	24
企画競争による随意契約	0	0	0	0	0	0
公募による随意契約	16	1	0	0	16	1

	1者割合	
	契約件数	契約金額
競争入札	11.8%	20.8%
企画競争による随意契約	-	-
公募による随意契約	100%	100%

(注1) 平成26年度の契約に関する統計等に基づき作成(小額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(3) 調達経費の内訳

平成26年度の宮内庁における調達経費を見ると、工事関係が契約件数123件、割合36%、役務が契約件数114件、割合34%となっており、この2つが契約件数の7割を占めている。(表3)

この割合は前年度から変化がないことから、宮内庁の調達の特色を表しているものと思われる。

表3 平成26年度宮内庁における調達経費の内訳 (単位:件, 億円)

		契約件数	割合	契約金額	割合
情報システム		9	3%	4	11%
庁費類	物品等購入	47	14%	5	13%
	物品等製造	15	4%	1	3%
	物品等賃借	32	9%	2	5%
	役務	114	34%	7	18%
	計	208	61%	15	39%
工事関係		123	36%	19	50%
合計		340	100%	38	100%

(注1) 平成26年度の契約に関する統計等に基づき作成(小額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

3 共通的な取組

(1) 一者応札の改善

平成26年度における一者応札案件は24件あり、そのうち役務は8件、工事関係は6件、物品等購入が5件となっている。

一者応札案件の多くに共通する要因として、入札資料を受領する者が少ないことが考えられる。

そこで、次の取組を行うことにより入札資料を受領する者を増やし、複数者応札を目指す。

① 発注予定情報のタイムリーな提供

宮内庁の発注予定情報についてはホームページに掲載し、四半期毎に掲載内容の更新を行うことにより、受注希望者へより精度の高い情報提供を引き続き行う。(難易度：A)

② 十分な公告期間の確保

公告日から入札までの期間を十分に確保する観点から、引き続き最低でも開庁日12日間とする。(難易度：B)

③ 積極的な案内

入札資料受領者数が少ない場合には、他省庁の類似入札における入札者等を調査し、積極的に事業者へ入札について案内する。(難易度：A)

④ 仕様書等の内容の精査

仕様書等の内容について、入札参加条件、発注単位、準備期間等において、入札参加希望者が「参加しにくい」状況になっていないかを引き続き重点的に精査する。

このため、一者応札及び入札不調となった案件について、入札資料を受領したものの応札しなかった業者へのアンケートを実施し、アンケートで得られた意見を仕様書等の見直しに活用する。

さらに、アンケートで得られた意見を庁内の各会計事務担当者へ提供し、組織的に情報の共有を図る。(難易度：A)

(2) 地方支分部局等における取組の推進

関西地区に所在する宮内庁関係の事務所間においては、既に備品及び消耗品類において一括調達を実施したところであるが、平成28年度は、一括調達をより推進する。

(難易度：B)

(3) 電力調達の改善に係る取組

電力調達については、入札参加資格の地域要件を広げることにより、競争性を高めることとする。(難易度：A)

4 重点的な取組

(1) 適正な契約方式の適用

競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理している案件について、より競争性の高い契約方式に移行できた事例を庁内の各会計事務担当者へ情報を提供し、組織的に情報の共有を図り、改善のための体制の強化を図る。（難易度：A）

(2) 一者応札の解消に向けた取組

3(1)の共通的な取組と同じ

5 継続的な取組

(1) 随意契約の見直し

- ① これまでの「公共調達最適化について(平成18年8月25日付け財計2017号)」等に基づく取組については、引き続き不断の努力が必要であることから、競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理しているものについても、更に改善できる案件が残されていないか十分に精査する。（難易度：B）
- ② 契約の性質又は目的が競争を許さない場合等において、新たに随意契約によろうとする場合は、契約の適否について、事前に宮内庁随意契約審査委員会の審査を経なければならないことになっており、今後も随意契約によらざるを得ない合理的な理由等を審査し、公正な随意契約を締結する。（難易度：B）
- ③ 随意契約に係る情報の公表については、引き続き公表する。（難易度：B）

6 調達改善計画の実施状況の把握方法

調達改善計画の実施状況については、年2回定期的に把握する。なお、見直しの必要が生じた場合等については、調達改善計画を改定し、その内容を公表する。

7 調達改善計画の自己評価の実施方法

上半期終了時点、並びに、下半期終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。

なお、評価については、宮内庁契約監視委員会委員長に意見を求めるほか、内部監査の事後検証を活用し、評価の精度を高める。

8 調達改善の推進体制

(1) 庁内推進体制

「宮内庁調達改善推進委員会」を設置する。構成は以下のとおり。

委員長 皇室経済主管
委員 長官官房主計課長
長官官房用度課長
管理部管理課長

(2) 宮内庁調達改善推進委員会の役割

- ① 調達改善計画の策定
- ② 調達改善計画の自己評価

(3) 外部有識者の活用方法

当庁の契約内容に精通する宮内庁契約監視委員会委員長に、調達改善計画の策定及び自己評価の実施の際に意見を求める。

(4) 内部監査等の活用

内部監査及び会計検査における検査結果や意見等を調達改善計画の見直しに活用する。